

別記様式第1号(第四関係)

# 西都市農村地域活性化計画

宮崎県西都市

令和3年 5月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	西都市農村地域活性化計画
都道府県名	宮崎県
市町村名	西都市
地区名(※1)	西都市農村地域地区
計画期間(※2)	令和3年度～令和7年度

**目 標 : (※3)**  
 本市の基幹産業である農業における重要な課題である過疎化・高齢化による担い手や労働力不足は深刻であり、施設園芸産地の維持に多大な影響を及ぼしている。特に担い手不足は深刻な問題であり、その対策として新規就農者の確保と育成に努めているところである。しかしながら、新規のハウスや耐用年数の残るハウスは高額で、中古ハウスを探しても施設の老朽化、耐候性不足による台風等の被害等の問題もあり、研修後の就農開始先としてのハウスを探すことが困難になっており、新規就農者が不安に感じているところである。そこで事業として、新規参入(就農)者が研修後に安心して就農ができる「新規就農者定着支援ハウス団地」を整備することで、施設園芸産地の維持に取り組む。また、新規就農者の確保は市外からの転入を促進し、定住人口の増加は地域の活性化に繋がるため、新規就農者の定着を核とした地域活性化を目指していく。

**【目標】**  
 「新規就農者定着支援ハウス団地」を整備することで増加する新規就農者数 12人  
 「新規就農者定着支援ハウス団地」を整備することで増加する地域農産物の販売額 145,710千円

**目標設定の考え方**  
**地区の概要:**  
 西都市は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、九州山地の山並みを望み、一ツ瀬川をはじめとする多くの河川がもたらす自然の恵み豊かな大地に育まれた四季折々の表情が美しい、農業を基幹産業とする田園都市である。人口29,569人、世帯数は12,005世帯(令和元年12月数字で見る西都)、高齢化率は34.1%(平成27年現在)である。市全域の面積は438.79km<sup>2</sup>でそのうち84%を農林地が占めている。(基幹産業である農業は、南国の温暖な気候と豊かな土壌を活かした施設野菜、露地野菜、果樹、畜産と稲作を組み合わせた複合経営である。園芸作物は、「グリーンザウルス」の愛称で親しまれているピーマン、中型カラーピーマン、ズッキーニ、きゅうり、にら、「太陽のたまご」の愛称で人気のマンゴー等の施設園芸を中心として、露地野菜は、甘みの強いスイートコーン、栄養価の高いゴーヤなどの露地野菜や、稲作は超早場米の早期水稲が多く栽培されている。  
 このような中、令和2年3月に策定した「第2期さいと未来創生総合戦略」及び令和2年度策定予定の「第五次西都市総合計画」では、これら本市が持つ特性を踏まえ「農業」を通じて地域の活性化や、担い手の確保、雇用の創出、移住・定住人口の増加を目指すこととしている。

**現状と課題**  
 西都市の人口は、昭和35年の50,948人をピークに減少し、現在は29,569人となっている。このままの状況が今後も続けば人口減少、少子高齢化はなお一層進み、2060年の人口は12,420人と推計される。(社人研推計)  
 農家数、農家人口においても減少が続いており現在の農家数は1,129戸で前回調査時に比べ421戸(2020農林業センサス)、農家人口は5,499人で前回調査時に比べ1,322人(2015農林業センサス)、60才以上の割合は48.2%であり前回調査時に比べ4.1%増加している。  
 農業に活力を取り戻すため、産地を支える多様な担い手となる新規就農者は非常に重要であるが、新規ハウスや耐用年数のあるハウスでは非常に高額であり、資金力に乏しい新規就農者には中古ハウス等を利用するなどしてきたが、耐用年数を越えた古いハウスは軒高が低いなど作業効率が悪いうえ、老朽化により耐久性がなく台風などで被災する可能性が高いなどの問題に直面している。新規就農希望者の確保の為に、「新規就農者が安心して定着できる施設」の整備が重要になっている。

**今後の展開方向等(※4)**  
 本市農業の主力である施設園芸の維持・発展のため、今後10年後、20年後の産地を担う新規就農者が安心して定着できる施設の整備を行う。  
 具体的には営農開始に必要なハウス(14a×4棟、8a×4棟)を整備し、経営開始に必要な施設を西都農業協同組合がリースとして貸し出すことで、就農者の確実な定着を支援する。  
 また、JA西都によるリース事業とすることで、初期投資を抑えることができ、就農開始初期の負担軽減と経営の安定を支援する。  
 更に、ハウスを団地として整備し、共同利用施設(管理棟や集荷センター等)もあわせて整備することで、個々の設備投資額を減らすことができるとともに、共同作業の促進、雇用環境を整えることによる雇用者の確保、就農者間の連携(共同作業、ネットワーク)の構築など、自立を促進し安心して就農できる環境となる。  
 これらの施策により、本市における就農のイメージアップを図ることができ、更なる新規就農者の確保に繋げることができ、同様の施設を市内に複数箇所整備することで、地区における担い手としても期待でき、地域コミュニティーの維持にも大きく寄与することができる。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
西都市	西都市農村地域地区	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	西都農業協同組合	有	イ	R3
西都市	西都市農村地域地区	生産機械施設(産地振興追加補完整備)	西都農業協同組合	有	イ	R3
西都市	西都市農村地域地区	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	西都農業協同組合	有	イ	R5
西都市	西都市農村地域地区	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	西都農業協同組合	有	イ	R7

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域(※1)

西都市農村地域地区(宮崎県西都市)	区域面積(※2)	43,493ha
<p><b>区域設定の考え方(※3)</b></p> <p>①法第3条第1号関係:          本市の総面積43,879haのうち、37,072haが農林地であり、面積の84%を占めている。          平成27年度における国勢調査の産業別就業者数では、1次産業、2次産業、3次産業全就業者14,928人のうち、1次産業者が3,732人で全就業者の25.0%を占め、農業を中心とした1次産業が西都市の重要な基幹産業となっている。          (区域面積43,493ha=本市の総面積(市全域)43,879ha-用途地域面積386haで設定。ただし、用途地域面積内の農林地面積や産業別就業者数などの詳細データがないため、ここでは市全域での数値を記載。)</p> <p>②法第3条第2号関係:          区域内の農業従事者数は、就業状態別世帯員数によると平成22年から平成27年の5か年間で19.2%減少している。また、平成27年の農業従事者数に占める60歳以上の割合は、前回の農林業センサス(H22)当時と比べ44.1%→48.2%となり農業従事者数の減少と高齢化率が高まっており、農村地域の活力が年々低下している状況で、このままでは施設園芸産地としての維持に重大な影響を及ぼすことが見込まれる。区域内の農業の活性化を図るには、次代の担い手となる新規就農者を確保・育成し、安心して西都市に移住就農してもらうなどの直接的な対応と共に、生産人口の増加に繋がる雇用の場の創出、またそれによる生産額の増加が効果的であると言える。</p> <p>③法第3条第3号関係:          区域設定については、都市計画区域内の用途地域を除いて設定しており、既に市街地を形成している区域はない。</p>		

**【記入要領】**

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目			新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況	地積(m <sup>2</sup> )	権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし
------

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価は、以下の方法により行うこととする。

**【施策により新たに就農した農業者数】**

当該施設の利用及び新規就農者の判断については、ハウスのリース契約について記載してある青年等就農計画の認定書をもって判断する。

**【施策により増加した地域農産物の販売額】**

地域農産物の販売額については、ハウスのリース契約に記載されている就農者における当該年度の出荷証明書をもって判断する。

目標達成状況は、リース事業者である西都農業協同組合が把握し市に報告する。市は目標達成状況を把握し、県・農業協同組合・市で組織する就農支援部会と共に評価を行う。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)の定めるところによるものとする。